

## 稲城市内における墓地の造成等に関する基準

### 1（趣旨）

この基準は、稲城市において墓地造成等を行う場合に、一定の基準を示すものである。

### 2（事業を制限する区域）

次の区域内における墓地造成等については、原則として認めないものとする。

- (1) 都市計画法で定める都市計画施設区域内
- (2) 土地区画整理法に基づく計画区域内
- (3) 稲城市都市計画マスタープランの土地利用基本方針で示す、コミュニティ保全緑地区域内
- (4) 市街化調整区域内

### 3（稲城市民の優先）

稲城市民を優先的に使用できるように努めるものとする。

### 4（関係法令）

本事業を行う場合は、関係法令等を遵守するものとする。

付 則

この基準は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

## 《 解 説 》

### 1 (趣旨)

墓地造成等とは、稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の各号のいずれかに該当する者が新たな土地の権利及び使用権を取得して墓地の造成等を行う場合。また、既存の内墓と称する個人の墓地を取り込んで墓地の造成を行う場合をいう。

### 2 (事業を制限する区域)

(1) 都市計画法で定めている都市計画施設区域内とは

- ・都市計画法第11条第1項に掲げる施設で、主な施設として道路、公園、緑地、河川、汚物処理場等

(2) 土地区画整理法に基づく計画区域内とは、次の地区を示す。

- ・坂浜平尾土地区画整理事業計画区域内(稲城上平尾土地区画整理事業区域、稲城小田良土地区画整理事業区域を除く。)

(3) 稲城市都市計画マスタープランの土地利用基本方針で示す、コミュニティ保全緑地は、環境緑地として保全する次の地区を示す(別添図参照)

- ・稲城駅南側で、東側を南山東部土地区画整理事業地区に、西側を駒沢学園に挟まれた地区
- ・稲城市立病院北側地区